

## 幼児教育・保育の無償化についてのご案内

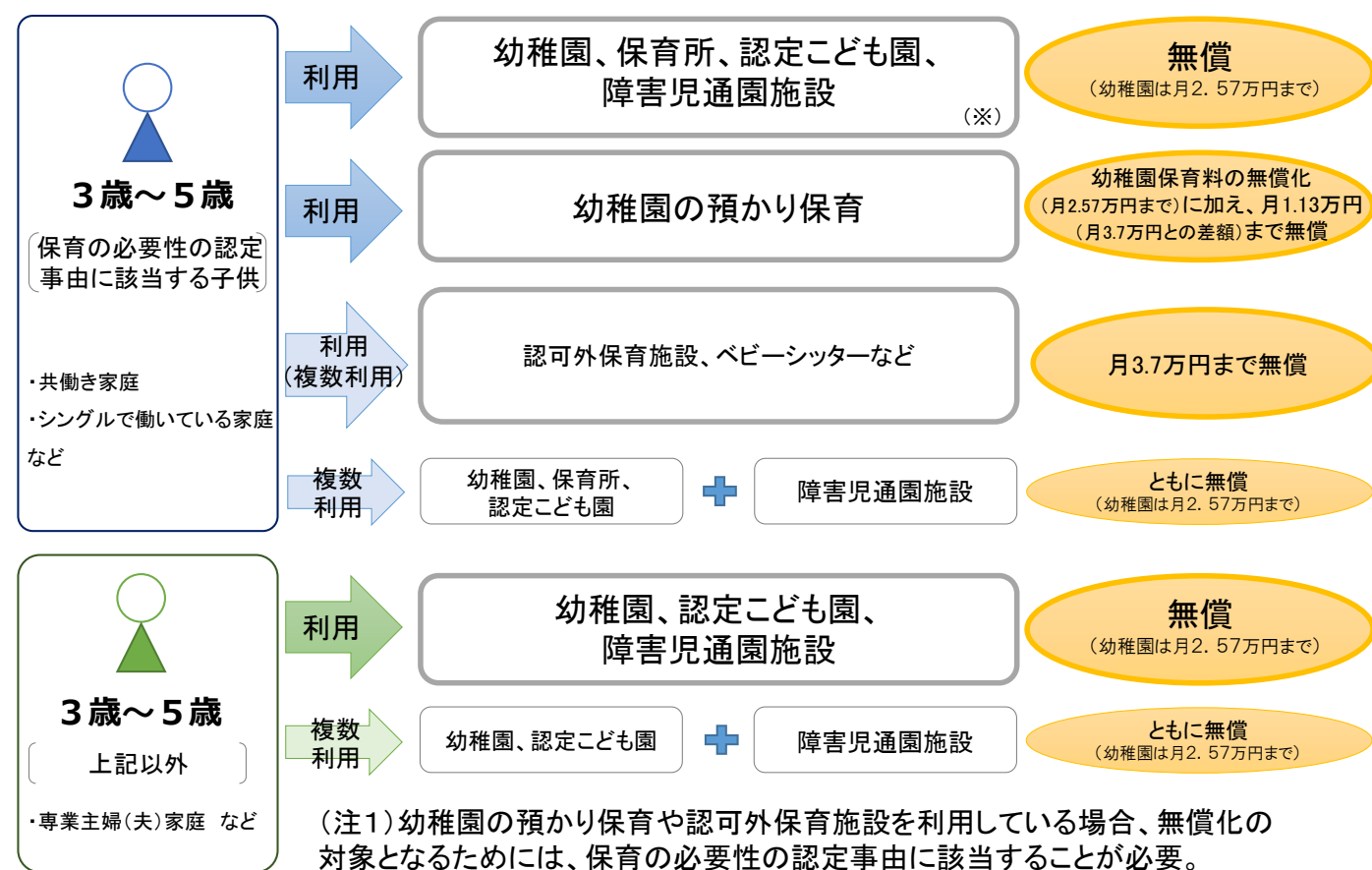
3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。

(消費税引き上げ時の2019年10月1日からの実施をめざすこととされています)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)において方針が示されました。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところです。

### ～～幼児教育・保育の無償化のイメージ～～



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

ご活用ください!

## 港区子ども・子育て支援ニーズ調査

### 回答のための参考資料

～就学前児童の保護者用～



アンケート調査の設問内には、様々な子育て支援のための施設・事業が出てきます。その主な内容をご紹介します。

### ♪ 教育・保育事業(問15、問16、問17の説明) ♪

| 施設名・事業名               | 内容   | H30.10.1現在の状況   |
|-----------------------|--|---|
| 1 幼稚園                 | 学校教育法に規定される教育施設であり、「幼稚園教育要領」に基づいて、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、小学校入学以降の生活や学習の基礎を育成するための幼児教育を実施しています。   | 【区立幼稚園】12園<br>【私立幼稚園】14園                                |
| 2 幼稚園の預かり保育           | 幼稚園で、通常の教育時間の前後に、園児をお預りする事業です。区立幼稚園では、降園時から16時30分まで園児をお預りしています。私立幼稚園における預かり保育の実施有無や利用時間は、各私立幼稚園により異なります。<br>※問15、問16、問17では、定期的な利用についてお答えください。不定期の一時利用については、問23でお答えください。  | 【区立幼稚園】10園で実施<br>【私立幼稚園】6園で実施                           |
| 3 認可保育所、小規模保育事業所      | 【認可保育所】<br>必要な保育士の数、施設の面積など、国の基準を満たしていることについて、都道府県から認可を受けて運営している保育施設です。保護者が、仕事や病気などの事情で日中家庭において子どもの保育ができないとき、保護者にかわって子どもを保育します。<br>【小規模保育事業所】<br>区市町村から認可を受け、保護者が、仕事や病気などの事情で日中家庭において子どもの保育ができないとき、保護者にかわって子どもを保育します。少人数(6～19人)を対象に、家庭的に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。 | 【区立保育園】20園(分園別計上)<br>【私立保育園】38園(分園別計上)<br>【小規模保育事業所】12園 |
| 4 認定こども園(芝浦アイランドこども園) | 幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労等に関わらず子どもを預かり、保育・幼児教育を一体的に提供する施設です。芝浦アイランドこども園は保育所型認定こども園であり、4～5歳児クラスにて1号認定児童の定員枠を設けています。  | 【区立認定こども園】1園  |
| 5 事業所内保育所の港区民枠        | 企業などが、主に従業員の子どもを預かるために設置する保育施設です。港区民枠は、従業員以外の港区民の子どもを預かるために設けられた保育定員です。  | —   |
| 6 事業所内保育所の従業員枠        | 企業などが、主に従業員の子どもを預かるために設置する保育施設です。従業員枠は、従業員の子どもの預かるために設けられた保育定員です。  | —   |
| 7 港区保育室               | 待機児童解消のため、港区が設置する保育室です。認可は受けませんが、認可保育所と同様の保育を行っており、運営は民間事業者へ委託し実施しています。  | 【港区保育室】12か所   |
| 8 認証保育所               | 施設の設備や広さ、職員の数などについて、東京都が定めた独自の基準を満たしている保育施設です。利用者と保育所が直接契約を結びます。   | 【認証保育所】20か所   |
| 9 ベビーホテルなどの認可外保育施設    | 一般的には、「無認可」とも言われています。児童福祉法に基づく認可は受けずに設置された保育施設です。<br>施設の設備や広さ、職員の数などについて、都道府県が定める基準に基づき運営される保育施設であり、利用者と保育所が直接契約を結びます。   | —   |
| 10 定期利用保育(みなと保育サポート)  | パートタイム勤務や短時間勤務等により、子どもを保育できないご家庭を対象に、原則として1日8時間及び1か月160時間を上限に保育を行っています。  | 【みなと保育サポート】5か所  |

|    | 施設名・事業名  | 内容  | H30.10.1 現在の状況                                    |
|----|--|---|---|
| 11 | 居宅訪問型保育や派遣型一時保育(ベビーシッターや子育て支援員が子どもの家庭で保育をする事業) | 保護者の出張や病気などやむをえない場合のほか、リフレッシュしたいときなどの理由を問わず、子育て・家族支援者が子どもの自宅に出向き、一時的な保育を行います。   | 「あい・ぼーと」(派遣型一時保育)                                 |
| 12 | 家庭的保育(保育者の家庭等で子どもを保育する事業)                      | 保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、市区町村が認定した家庭的保育者(保育ママ)がその自宅において保育をする事業です。   | 現在、港区では実施しておりません。                                 |
| 13 | インターナショナルスクール                                  | 法令上特段の規定はありませんが、一般的には主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。(文部科学省 HP から抜粋)<br>ただし、就学前児童を預かる施設については、東京都へ認可外保育施設の届け出がされています。  | —   |
| 14 | ファミリー・サポート・センター                                | 子育ての手助けが必要な人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)を結び、地域全体で子どもの成長を支える住民相互の助け合い活動で、保育施設等への送迎や短時間の預かりなどを行います。   | 育児サポート子むすび(社会福祉協議会)                               |
| 15 | 子ども療育パオ、児童発達支援など                               | 【こども療育パオ】<br>区内に居住する心身に障害のある又はその傾向にある乳幼児・児童を対象に、相談、指導、通園等の適切な療育を行うことにより、心身の豊かな成長を促し、日常生活に必要な能力を育成します。<br>【児童発達支援】<br>発達に支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。 | 【こども療育パオ】<br>1か所(障害保健福祉センター内)<br>【児童発達支援】<br>12か所 |

♪ 地域子育て支援拠点事業:子育てひろば事業(問 18 の説明) ♪

|   | 施設名・事業名                               | 内容   | H30.10.1 現在の状況   |
|---|---------------------------------------|--|--|
| ア | 子育てひろばあっぱい                            | たくさんの仲間に出会える子育てを楽しむスペースで、乳幼児と保護者をご利用いただけます。<br>ゆったりとした雰囲気の中で、乳幼児向けの遊具で遊んだり、さまざまなつどいや行事を行っています。 | 【子育てひろばあっぱい】9か所  |
| イ | みなと子育て応援プラザ Pokke(ぼっけ)、子育てひろば「あい・ぼーと」 |  | 【みなと子育て応援プラザ Pokke(ぼっけ)】<br>1か所<br>【子育てひろば「あい・ぼーと」】<br>1か所 |
| ウ | 子ども家庭支援センターの親子ふれあい広場                  |  | 【子ども家庭支援センター】1か所   |
| エ | 児童館の乳幼児ルーム                            |  | 【児童館】5か所   |
| オ | 子ども中高生プラザ等の乳幼児室(子育てひろば)               |  | 【子ども中高生プラザ】5か所   |

♪ お子さんの病気の際の対処方法(問 22 の説明) ♪

|   | 施設名・事業名         | 内容   | H30.10.1 現在の状況            |
|---|-----------------|--|---------------------------|
| オ | 病児・病後児保育        | 乳幼児が病気の回復期等にあたるため集団保育が困難な場合、医療機関等に付設された施設において保育を行います。  | 【病児保育室】5か所<br>【病後児保育室】1か所 |
| カ | 居宅訪問型保育や派遣型一時保育 | 保護者の出張や病気などやむをえない場合のほか、リフレッシュしたいときなどの理由を問わず、子育て・家族支援者が子どもの自宅に出向き、一時的な保育を行います。  | 「あい・ぼーと」(派遣型一時保育)         |
| キ | ファミリー・サポート・センター | 子育ての手助けが必要な人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)を結び、地域全体で子どもの成長を支える住民相互の助け合い活動で、保育施設等への送迎や短時間の預かりなどを行います。(基本的に病気の際のお預りはできませんが、軽度なけがの際はお預りする場合があります。) | 育児サポート子むすび(社会福祉協議会)       |

♪ お子さんの不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり(問 23 の説明) ♪

|   | 施設名・事業名                  | 内容  | H30.10.1 現在の状況   |
|---|--------------------------|---|--|
| 1 | 一時預かり                    | ご家庭で育児をしている人が、出産や病気、介護等で一時的に保育ができない時に子どもをお預かりします。リフレッシュしたいときなど、様々な理由に応じてお預りする施設もあります。   | 区立保育園や私立保育園のほか、みなとほっとルーム、Pokke、子育てひろばあっぱい、あい・ぼーと等の単独施設 |
| 2 | 幼稚園の預かり保育                | 幼稚園で、通常の教育時間の前後に、園児をお預りする事業です。区立幼稚園では、降園時から16時30分まで園児をお預かりしています。私立幼稚園における預かり保育の実施有無や利用時間は、各私立幼稚園により異なります。<br>※就学前児童調査票の問 23 では、不定期の一時利用についてお答えください。定期的な利用については、問 15、問 16、問 17 でお答えください。 | 【区立幼稚園】10園で実施<br>【私立幼稚園】6園で実施                          |
| 3 | 居宅訪問型保育や派遣型一時保育          | 保護者の出張や病気などやむをえない場合のほか、リフレッシュしたいときなどの理由を問わず、子育て・家族支援者が子どもの自宅に出向き、一時的な保育を行います。   | 「あい・ぼーと」(派遣型一時保育)                                      |
| 4 | ファミリー・サポート・センター          | 子育ての手助けが必要な人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)を結び、地域全体で子どもの成長を支える住民相互の助け合い活動で、保育施設等への送迎や短時間の預かりなどを行います。   | 育児サポート子むすび(社会福祉協議会)                                    |
| 5 | トワイライトステイ                | 保護者が残業等で夜間に育児ができないときに、夕食を提供し、午後10時まで子どもをお預りします。   | 【みなと子育て応援プラザ Pokke(ぼっけ)】1か所                            |
| 6 | 緊急一時保護及びショートステイ(レスパイト保護) | 常時介護が必要な障害児の介護者が、入院、冠婚葬祭等一時的な理由で介護が出来ない場合や休養を取る際に、障害保健福祉センターで、児童をお預かりします。   | 障害保健福祉センター   |

♪ 放課後支援事業(問 26 の説明) ♪

|   | 施設名・事業名                      | 内容  | H30.10.1 現在の状況  |
|---|------------------------------|---|---|
| 4 | 児童館・子ども中高生プラザ(学童クラブ以外の一般利用)  | 遊戯室、図書室、工作室などの設備があり、乳幼児と保護者、高校生までの子どもが自由に過ごせる施設です。各施設では、様々な行事も行われています。  | 【児童館等】6か所<br>【子ども中高生プラザ】5か所<br>【児童高齢者交流プラザ】1か所  |
| 5 | 放課 GO→・放課 GO→クラブ(月から金 17時まで) | 区立小学校内で実施している「放課GO→」「放課GO→クラブ」は、当該小学校に在籍または当該小学校の学区に居住している小学1～6年生まで誰もが利用できます。学童クラブと比べ、預り時間が短く、月～金曜の17時まで利用できます。(無料・おやつ提供なし)   | 区立小学校内 17か所で実施  |
| 6 | 区が運営する学童クラブ                  | 保護者の就労・疾病等の理由で、放課後、家庭での保護が受けられない小学1～6年生までの子どもをお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供しています。<br>区が運営する学童クラブには、「児童館・中高生プラザ等で実施する学童クラブ」、「区立小学校内で実施する放課GO→クラブ内の学童クラブ」、「区有施設や民間ビル等で実施する学童クラブ」があります。<br>月～金曜は19時まで、土曜は8時～17時まで利用できます。(有料・おやつ提供あり) | 【児童館・子ども中高生プラザ等で実施する学童クラブ】12か所<br>【区立小学校内で実施する学童クラブ】15か所<br>【区有施設や民間ビル内で実施する学童クラブ】8か所 |
| 7 | 私立(民設民営)の学童クラブ               | 民間事業者が設置・運営する学童クラブ。英会話や学習支援など習い事ができたり、預り時間が長いなど、各施設で特徴的な事業運営を実施しています。   | —   |
| 8 | 放課後等デイサービス                   | 発達に支援が必要な学校に就学している児童に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。  | 【民設民営の放課後等デイサービス】14か所   |

※H30.10.1 現在の状況欄の「—」は、港区で所管していない施設・事業です。